

一部の工作物の
解体・改修・メンテナンス等の工事にあたっては

ボイラーも
(簡易ボイラー含む)

工業炉も

貯蔵設備も

発電設備も
(非常用発電設備含む)

配管設備も
(高圧配管・下水管含む)

送配電用ケーブルも

変圧器・キュービクルも

反応槽も
(オートクレーブ含む)

義務化スタート!!

対象工作物の詳細は裏面をご確認ください。

2026年1月1日以降着工の工事から有資格者による調査

工作物石綿 事前調査者 による事前調査が必要です！

調査者の資格を取得するためには、
労働局登録講習機関の講習を修了する必要があります。

工作物 事前調査 講習

検索



<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/course/#c03>



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare



環境省
Ministry of the Environment

無資格者による石綿事前調査は法令違反になります

区分	対象工作物	事前調査の資格
特定工作物 <small>(厚生労働大臣及び環境 大臣が定める工作物)</small>	<ul style="list-style-type: none">① 反応槽② 加熱炉③ ボイラー及び圧力容器④ 焼却設備⑤ 発電設備（太陽光発電設備及び風力発電設備を除く。）⑥ 配電設備⑦ 変電設備⑧ 送電設備（ケーブルを含む。）⑨ 配管設備（建築物に設ける給水設備、排水設備、換気設備、暖房設備、冷房設備、排煙設備等の建築設備を除く。）⑩ 貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く。）	工作物石綿事前調査者のみ!!
	<ul style="list-style-type: none">⑪ 煙突（建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く。）⑫ トンネルの天井板⑬ プラットホームの上家⑭ 遮音壁⑮ 軽量盛土保護パネル⑯ 鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板⑰ 觀光用エレベーターの昇降路の囲い（建築物であるものを除く。）	<p>下記のいずれか</p> <ul style="list-style-type: none">・工作物石綿事前調査者・一般建築物石綿含有建材調査者・特定建築物石綿含有建材調査者・2023年9月までに日本アスベスト調査診断協会に登録された者
特定工作物以外の工作物	上記（①～⑰）以外の工作物 <small>（※）塗料その他の石綿等が使用されているおそれがある材料の除去等の作業に限る。</small>	

原則、すべての建築物・工作物・鋼製の船舶の解体・改修工事において、石綿の使用の有無を調査（事前調査）しなければなりません。

対象範囲についての詳しい資料は
こちらです。必ずご確認ください。→

<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/investigator-structures/>



**建築物　工作物　船舶　の解体・改修工事の着工前に
労基署及び自治体への石綿事前調査結果の報告はお済みですか？**

一定規模以上の解体・改修工事については、
着工前に事前調査結果の報告を行うことが義務付けられています。

Point 1 石綿が無い場合でも、「石綿無し」を報告することが必要！

**Point 2 石綿の使用が禁止された2006年9月以降の建築物等*であっても、
事前調査結果の報告が必要！**

*書面調査により2006年9月1日以降の着工であることを確認する

Point 3 報告対象外の小規模な工事でも原則事前調査の実施は必要！

事前調査対象の解体・改修工事

原則、すべての解体・改修工事が事前調査の対象！

報告対象の工事

工事対象	工事の種類	対象となる工事
建築物※1	解体	解体部分の床面積の合計が 80 m ² 以上の工事
	改修	請負金額 100 万円以上の工事（税込）
特定工作物※1	解体・改修	請負金額 100 万円以上の工事（税込）
船舶（鋼製のものに限る）※2	解体・改修	総トン数が 20 トン以上の工事

※1 建築物と工作物が混在する場合は建築物及び工作物の両方を含めた工事全体の請負金額100万円以上（税込）であれば報告対象

※2 船舶に関する工事については、地方公共団体への報告は不要で、労働基準監督署のみに報告を行えば足ります。

事前調査結果の報告は
石綿事前調査結果報告システムから
実施していただけます



<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/result-reporting-system/>

石綿調査 報告

検索

